

保険期間
31日以内用

平成28年3月作成

ご参加の皆様へ

近畿日本ツーリストからの海外旅行保険のご案内

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社
お申込みの際は、「重要事項説明書」を必ずお読みください。

保険期間(旅行期間)

3日間

こんな場合に役立ちます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「海外旅行保険のご説明」をご確認ください。

治療・救援費用／応急治療・救援費用

ケガ

旅先でのケガが原因で治療が必要になった場合



病気

- ・旅先での病気が原因で治療が必要になった場合
- ・旅先で旅行前にかかっていた病気の症状が急激に悪化^{*1}して治療が必要になった場合^{*2}



救援費用

ケガや病気で継続して3日以上^{*3}の入院。家族に駆けつけてもらうことになった場合



*1 症状の急激な悪化とは？

海外旅行中に生じることについて被保険者(保険の対象となる方)があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

*2 保険期間31日までの契約で「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約」がセットされているご契約の場合にお支払いの対象となります。本特約の保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分、救援費用部分合計で300万円が限度となります(治療・救援費用保険金額300万円超の場合)。なお、旅行日程が延長となり、31日超の保険期間に期間延長される場合、延長された期間については本特約をセトすることはできません。海外旅行開始前に渡航先での診察が予約されていた場合等、保険金お支払いの対象とならない場合があります。詳細については、後記「海外旅行保険のご説明」をご確認ください。

*3 午前9時をまたぐ場合は、2日と数えます。

賠償責任

人にケガをさせてしまったり、ホテルの部屋を水浸しにしてしまったりして法律上の損害賠償責任を負った場合



偶然事故対応費用^{*7}

海外旅行中に生じた予期せぬ偶然な事故により、費用の負担を余儀なくされた場合



携行品損害^{*4 *5 *6}

旅先で盗難にあい盗まれたものが出てこなかっただけでなくして、デジタルカメラ等を落として壊してしまった場合



- *4 携行品(パスポートを含みます。)の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)による損害については保険金をお支払いできません。
- *5 携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計5万円)がお支払いの限度となります。
- *6 携行品の盗難、強盗、航空会社等に預けた手荷物の不着による損害については、保険期間を通じて30万円がお支払いの限度となる場合があります(保険金額30万円超の場合)。

- *7 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により発生が証明される偶然な事故によって下記費用をご負担された場合が対象となります。
①交通費 ②宿泊施設の客室料 ③国際電話料等通信費 ④渡航手続費 ⑤渡航先での各種サービス取消料等 ⑥食事代 ⑦身の回り品購入費^{*8}
- *8 身の回り品購入費については、搭乗した航空機の到着後6時間以内に航空会社に預けた手荷物が目的地に届かなかった場合で、航空機到着後96時間以内にご負担された費用がお支払いの対象となります。

ご希望のタイプを選び、申込書の契約タイプ欄にご記入ください。

被保険者(保険の対象となる方)の年齢	69歳以下	70歳以上
契約タイプ	1B	1C
保険金額(=契約金額)		
傷害死	1,000万円	1,000万円
傷害後遺障害 ^{*10}	1,000万円	1,000万円
治療・救援費用	5,000万円	5,000万円
応急治療・救援費用 ^{*12}	300万円	300万円
疾病死亡	1,000万円	—
賠償責任	3,000万円	3,000万円
携行品損害	10万円	10万円
偶然事故対応費用	5万円	5万円
払い込みいただく保険料	3,550円	4,070円

ご契約の際のご注意

- 保険期間(保険の契約期間)は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者(保険の対象となる方)が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- 保険期間はご出発の当日を含めます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」となります。
- 各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、被保険者(保険の対象となる方)の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。特に被保険者が始発日時点で15歳未満の場合や、ご契約内容に対する被保険者の同意がない場合にはご注意ください。

*10 始発日における被保険者(保険の対象となる方)の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(「後遺障害等級限定補償特約」が自動セトされます。)。

*11 治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯補償するものではありません。また、費用の種類によっては、上表の支払限度額(「無制限」を含みます。)とは別の限度額等が設けられているものもあります。後記「海外旅行保険のご説明」もあわせてご確認ください。

*12 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約」に係る治療・救援費用保険金を指します。